

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規

則

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

子宮がん集団検診事業交付金交付規則を廃止する規則

規 則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和四十八年十月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条（見出しを含む。）中「別表第六号」を「別表第三号」に改め、同条を第二条とする。

第三条の二（見出しを含む。）中「別表第七号」を「別表第四号」に改め、同条を第三条とする。

様式第二号の1中

「別表第五号」	
「別表第六号」	
「別表第七号」	

を「別表第五号」

--	--	--	--	--

に改め、同様式の2中

「別表第五号」	人	「別表第六号」	人	「別表第七号」	人

を

「別表第五号」	人

に改める。

様式第三号中「發給区」を「発厚」に改める。

様式第四号中

条例別表第5号				
条例別表第6号				
条例別表第7号				

を

条例別表第5号				
---------	--	--	--	--

に改める。

様式第五号及び第六号を次のように改める。

様式第5号 (第7条関係)

特別医療費経理状況調

(年度 / 4 半期分)

市町村名

助成事業 区分	支 出 額				合計 (ア)	収入額 (イ)	補助基 本額 (ウ)-(イ)	補助所 要額 (エ)×キ	補助金 受入額 (オ)	差引き 過不足 額 (カ)-(オ)	備 考	
	延べ 件数 金額	本期支出内訳										
		前期ま での支 出済額	月分	月分								月分
条例別表 第1号	延べ 件数 金額					円	円	円	円	円		
条例別表 第2号	延べ 件数 金額											
条例別表 第3号	延べ 件数 金額											
条例別表 第4号	延べ 件数 金額											
条例別表 第5号	延べ 件数 金額											
合 計	延べ 件数 金額											

- (注) 1 支出済額の欄の延べ件数は、特別医療費請求書及び特別医療費申請書により支給した件数を記入すること。
- 2 支出済額の欄のうち、条例別表第3号、条例別表第4号及び条例別表第5号のそれぞれの金額については、支出済額が被保険者等負担金の額から条例に規定する一部負担金に相当する額を控除した額を超えるときは、当該控除した額を記入すること。
- 3 収入額の欄は、損害賠償による返還金、不正利得による返還金及びその他の収入の累計額を記入すること。

様式第 6 号 (第 8 条関係)

特別医療費補助事業実績報告書

職 氏 名 殿

鳥取県特別医療費助成条例施行規則第 8 条の規定に基づき、 年度における事業実績を次のとおり報告します。

年 月 日

市町村長 氏 名 印

助成事業区分	助成費支給件数		助成費支出額 (ア)	収入額 (イ)	補助基本額 (ア)-(イ) (ウ)	補助所要額 (ウ)×キ (ク)	補助金受入済額 (カ) (ケ)	差引き過不足額 (キ)-(ケ) (コ)	備 考
	区 分	延べ件数							
条例別表第 1 号	国民健康保険被保険者		円	円	円	円	円	円	
	その他の社会保険	被保険者又は組合員							
		被扶養者							
条例別表第 2 号	国民健康保険被保険者								
	その他の社会保険	被保険者又は組合員							
		被扶養者							
条例別表第 3 号	国民健康保険被保険者								
	その他の社会保険	被保険者又は組合員							
		被扶養者							
条例別表第 4 号	国民健康保険被保険者								
	その他の社会保険	被保険者又は組合員							
		被扶養者							
条例別表第 5 号	国民健康保険被保険者								
	その他の社会保険	被保険者又は組合員							
		被扶養者							
合 計	国民健康保険被保険者								
	その他の社会保険	被保険者又は組合員							
		被扶養者							

- (注) 1 助成費支給件数の欄の延べ件数は、本年度に特別医療費請求書及び特別医療費申請書により支給した件数を記入すること。
- 2 助成費支出額の欄のうち、条例別表第 3 号、条例別表第 4 号及び条例別表第 5 号のそれぞれの金額については、助成費支出額が被保険者等負担金の額から条例に規定する一部負担金に相当する額を控除した額を超えるときは、当該控除した額を記入すること。
- 3 収入額の欄は、損害賠償による返還金、不正利得による返還金及びその他の収入の累計額を記入すること。
- 4 添付書類 特別医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書

附 則

この規則は、昭和五十八年二月一日から施行する。

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和五十八年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三号

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和五十年三月鳥取
県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

療養の給付等	金 額
労働者災害補償保 険法（昭和二十二 年法律第五十号） 第十三条第一項の 療養の給付又は同 法第二十二條第一 項の療養給付	十一円五十銭に健康保険法の規定による療養 に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年 厚生省告示第七十七号）別表第一診療報酬 点数表（甲）及び別表第二歯科診療報酬点数 表による点数を乗じて算定した額

老人保健法（昭和
五十七年法律第八
十号）第十二条第
四号の健康診査の
給付

健康診査の種類ごとに健康保険法の規定によ
る療養に要する費用の額の算定方法別表第一
診療報酬点数表（甲）により算定した額の範
囲内で知事が定める額

老人保健法第十二
条第五号の医療（
医療費の支給を除
く。）の給付

老人保健法の規定による医療に要する費用の
額の算定に関する基準（昭和五十八年厚生省
告示第十五号）別表第一老人診療報酬点数表
（甲）又は別表第二老人歯科診療報酬点数表
により算定した額

附 則

この規則は、昭和五十八年二月一日から施行する。

子宮がん集団検診事業交付金交付規則を廃止する規則をここに公布す
る。

昭和五十八年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四号

子宮がん集団検診事業交付金交付規則を廃止する規則

子宮がん集団検診事業交付金交付規則（昭和四十三年四月鳥取県規則第
二十九号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十八年二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われた子宮がん集団検診に係る交付金の交付については、なお従前の例による。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】